令和６年11月１日発行　　まつもとほうじん　　毎月１回１日発行　第 598 号

料金後納

ゆうメール

まつもとほうじん

令和６年
（2024 年）
11月号
第598号

ホームページ http://www.matsumotohojinkai.or.jp/　メールアドレス　hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



－ 主 な 記 事 －

税制改正に関する提言 …… ２～５頁
税務ポイント …… ６頁
法律レポート …… ７頁
皆さんこんにちは・沖健吏氏 …… ８頁
頑張ってます・宮本悠太さん …… ８頁
イイね👍ふるさと！、
　青年部・女性部コーナー …… ９頁
会員福利厚生制度 PR …… 10 頁
11月の予定、税制勉強会ご案内 等…… 11 頁
インフォメーションコーナー、
　地区トピックス、川柳コーナー、あとがき … 12 頁
令和6年分わかりやすい
　年末調整実務のポイント…… 付録

イイね ふるさと!

“拾ケ堰（じっかせぎ）”（安曇野市）

安曇野の大地を潤す豊かな水資源はこの地に多くの実りをもたらします。安曇野地域には多くの堰（せぎ）（灌漑用に作られた用水路）が先人たちの努力により設けられました。その中でも最大規模で 1816 年に開削されたものが拾ケ堰であり幹線水路の延長は約 15km。松本市島内の奈良井川から取水し安曇野市穂高の烏川に至り、およそ 1000ha の大地を潤しています。

（関連記事９頁掲載　上兼健司編集委員）

みんなで回覧しましょう。

確認印	社長		経理担当	

差出人・返送先
一般社団法人**松本法人会**
〒390-0814 長野県松本市本庄 1-3-10
大同生命松本ビル５階

税制改正に関する提言

この程、全法連より「令和７年度税制改正に関する提言」が公表されました。本提言は「基本的な課題」「税目別の具体的課題」「個別法令・通達関係」別にまとめられており、本稿では提言の中の≪基本的な課題≫の抜粋を中心に掲載いたしますが、全文につきましては全法連ＨＰにてご確認下さい。
（全法連ＨＰ　https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/）

令和７年度税制改正に関する提言（抜粋）

≪基本的な課題≫

Ⅰ．税・財政改革のあり方

○財政健全化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性を高めるためにも本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

１．財政健全化に向けて

・「金利のある世界」が現実に到来する中で、今後の金利上昇に備えて財政健全化が必要である。

⑴　本年６月から始まった定額減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いることになった。与党内には物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。

⑵　こども・子育て政策（加速化プラン）として、2028年度までに年間３．６兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしている。医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。

⑶　防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの５年間で総額43兆円とすることを決定したが、大半が「歳出改革」や「決算剰余金の活用」により捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛費の増額は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

２．社会保障制度に対する基本的考え方

・持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化・効率化」によって可能な限り社会保障費を抑制する必要がある。

・社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を適正に見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

・中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

⑴　公的年金については年金財政の検証結果を踏まえ、年金制度の見直しについて検討が進んでいる。公的年金制度の持続可能性を高めるために「マクロ経済スライドの厳格対応」や「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」などの検討が求められる。

⑵　医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革に取り組む必要がある。給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すことも重要である。

⑶　少子化対策では児童手当が大幅に拡充されたほか、所得制限も完全撤廃された。だが、富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。本来は現金給付よりも保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じるべきである。

⑷　介護保険については高齢化の進展に伴い、制度の持続可能性を高めるために真に介護が必要な者を見極めるほか、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに不正受給の防止に向けた一段の厳格化が欠かせない。

どこでも申告・納税　イータックス（http://www/e-tax.nta.go.jp）

３．行政改革の徹底

・国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や適正化、罰則の厳格化を図るべきである。
・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。
⑴　国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。また、調査研究広報滞在費や政務活動費等の適正化と使途の透明化。
⑵　厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。
⑶　特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
⑷　ＰＤＣＡサイクルを確立することにより、各省庁による事業のチェックを継続的に実施する。また、民間活力を積極的に導入し、民需主導の自律的な経済成長を促す。

４．マイナンバー制度について

・政府は引き続きマイナンバー制度の意義とともに、行政事務のコストカットに資する等、その効果を具体的に明示するなどしてマイナンバーの利用拡大を促す必要がある。
・国民の利用が広がらない背景には、マイナンバーカードを通じた個人情報の漏洩に強い懸念を持っていると認識すべきである。第三者による悪用を防ぐためのプライバシー保護などに努め、制度の適切な運用が担保される環境を構築することで国民の不安を払拭し、信頼の回復に努めなければならない。

５．今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③デジタル化や働き方の多様化④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化⑤国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性――などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要である。

Ⅱ．経済活性化と中小企業対策

○着実な賃上げや最低賃金の大幅引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題となっている。円滑な価格転嫁や下請けいじめの排除に向け、中小企業庁や公正取引委員会などによる取引監視体制の強化が求められる。必要に応じて下請法の改正など、実効性のある取り組みを進めなければならない。
○人手不足や継続的な賃上げなど中小企業の構造的な課題を解決するには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向け、力強い政策的な支援が欠かせない。

１．中小企業の活性化に資する税制措置

・地方創世の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。
⑴　法人税率について
近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、経済情勢等に鑑み、慎重に検討すること。
⑵　法人税率の軽減措置
中小法人に適用される軽減税率の特例15％を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和７年３月末日となっている適用期限を延長すること。また、上記⑴に関連して、中小法人に適用される軽減税率まで引き上がることのないよう配慮すること。
⑶　中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含め整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、以下の通りに制度を拡充したうえで本則化すること。



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。
KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
本　　社：松本市芳野19番48号

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和７年３月末日となっている適用期限を延長すること。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすること。

⑷ 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

なお、「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和７年３月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

⑸ 中小企業の事務負担軽減

近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなどで、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。また、今般の定額減税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者に委ねられており、さらに急遽、減税額を給与明細に明記することが義務化された。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靱ではない中小企業にとって重い負担となっていることを認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）の推進につながるような特段の支援が欠かせない。

２．事業承継税制の拡充

・中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

⑴ 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、⑵取引相場のない株式の評価、⑶相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

⑵ 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。

なお、見直されるまでの間は、平成14年度に創設（平成16年度に改正）された「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」を参考に株式の評価額を減額する措置を講じること。

⑶ 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数が伸び悩んでいる。また、特例承継計画を提出しているものの、まだ事業承継を行っていない企業もある。政府は、制度の検証を行う必要がある。

なお、令和６年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和８年３月末日まで２年間延長されたが、制度の適用期限（令和９年12月末日）は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において３年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を３年程度延長すべきである。

あわせて、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 制度の認知度が低いことから、国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた支援措置の周知徹底に努める。

３．消費税への対応

・政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

⑴ インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下

げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

⑵　消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

Ⅲ．地方のあり方

○日本が人口減少社会に突入する中では国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の一段の効率化を図る必要がある。とくに東京一極集中を是正するには、地方の活性化が重要な課題である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を構築し、民間の知恵と工夫で新たな地場技術やビジネス手法を開発しなければ、真の活性化にはつながらない。

⑴　地方創生は、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。そうした中で中小企業の事業承継は、地方創生戦略との関係からも極めて重要だと認識すべきである。

⑵　広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）のさらなる拡充を図り、財政基盤の強化につなげる必要がある。

⑶　ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが求められる。また、必要経費は寄付総額の５割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付先の地域のために活用されるように過度な返礼品競争を排し、事務手数料のあり方等を含めて制度設計を見直す必要がある。

Ⅳ．震災復興等

○これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。

○また、本年１月に能登半島地震が発生するなど、近年、強い地震や台風などの大規模自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

Ⅴ．その他

１．納税環境の整備
２．環境問題への対応
３．租税教育の充実

≪税目別の具体的課題≫

１．法人税関係

⑴　役員給与の損金算入の拡充
　①　役員給与は損金算入とすべき
　②　同族会社の業績連動給与についても損金算入とすべき
⑵　少額減価償却資産の見直し
⑶　企業版ふるさと納税の適用期限延長
⑷　中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和

２．所得税関係

⑴　基幹税としての所得再分配機能の回復
⑵　各種控除制度の見直し
⑶　個人住民税の均等割

３．相続税・贈与税関係

⑴　相続税の基礎控除の見直し
⑵　贈与税の基礎控除の引き上げ

４．地方税関係

⑴　固定資産税の抜本的見直し
⑵　事業所税の廃止
⑶　超過課税
⑷　法定外目的税

５．その他

⑴　印紙税の廃止
⑵　配当に対する二重課税の見直し
⑶　電子申告の促進
⑷　森林環境税の検証

地域社会の繁栄のために。
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE
Nabelin
鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp
環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室㉒〕所得税（譲渡所得）関係

土地建物の交換をしたときの特例

Q. 個人が土地建物の交換をしたときの特例について教えてください。

A. 個人が、土地や建物などの固定資産を同じ種類の固定資産と交換したときは、譲渡がなかったものとする特例があり、これを固定資産の交換の特例といいます。

特例の適用を受けるための要件

⑴　交換により譲渡する資産および取得する資産は、いずれも固定資産であること。

　不動産業者などが販売のために所有している土地などの資産（棚卸資産）は、特例の対象になりません。

⑵　交換により譲渡する資産および取得する資産は、いずれも土地と土地、建物と建物のように互いに同じ種類の資産であること。

　この場合、借地権は土地の種類に含まれ、建物に附属する設備および構築物は建物の種類に含まれます。

⑶　交換により譲渡する資産は、１年以上所有していたものであること。

⑷　交換により取得する資産は、交換の相手が１年以上所有していたものであり、かつ交換のために取得したものでないこと。

⑸　交換により取得する資産を、譲渡する資産の交換直前の用途と同じ用途に使用すること。

　この用途については、次のように区分されます。

交換譲渡資産の種類とその用途区分の表

交換譲渡資産の種類	区　分
土地	宅地、田畑、鉱泉地、池沼、山林、牧場または原野、その他
建物	居住用、店舗または事務所用、工場用、倉庫用、その他用

⑹　交換により譲渡する資産の時価と取得する資産の時価との差額が、これらの時価のうちいずれか高い方の価額の 20 パーセント以内であること。

○対象者または対象物

　土地や建物などの固定資産を同じ種類の固定資産と交換した方

○手続き・提出書類等

　この特例を受けるためには、確定申告書に譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）［土地・建物用］を添えて所轄税務署で確定申告することが必要です。

○注意事項

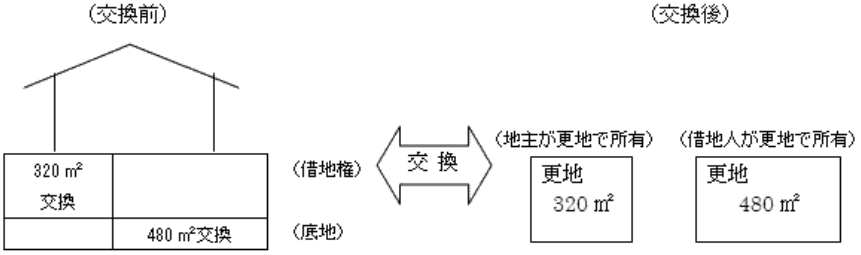
　この特例の適用が受けられる場合でも、交換に伴って相手方から金銭などの交換差金を受け取ったときは、その交換差金が譲渡所得として所得税の課税対象になります。

○借地権と底地を交換したときの具体例

　借地権は土地と同じ種類に含まれますので、地主が建物の敷地として貸している土地、いわゆる底地の一部とその土地を借りている人の借地権の一部との交換も、土地と土地との交換になり、その他の要件にも当てはまれば、固定資産の交換の特例を受けることができます。

○具体例

　時価１億円、面積800平方メートル、借地権割合60パーセント地域の土地について、地主と借地人が等価交換を行い交換後の土地をお互いに更地とする場合



・借地権全体の価額 6000 万円
　交換する借地権 320 ㎡（2400 万円）
・底地全体の価額 4000 万円
　交換する底地 480 ㎡（2400 万円）

（税制委員会：山口優子、木下茂登次、蒲生浩明　グループ稿）（監修：関東信越税理士会　松本支部）

法人会　無料会員相談室実施中　くわしくは事務局まで

法律レポート

中小企業における悪質クレーマーとのトラブルとその法的対応



三浦法律事務所　弁護士　三　浦　守　孝

１．令和６年５月号と８月号に掲載したカスタマーハラスメントの次に問題となるのが、悪質クレーマーへの対応です。

企業が抱えるさまざまなリスクの１つとして、反社会的勢力のリスク、悪質クレーマーのリスクがあります。これらのリスクも、適切に対応しなければ企業の発展を阻害し、場合によっては企業の存続さえ危ぶまれる事態となりかねません。

悪質クレーマーのリスクと対処することは、「企業が不正義には加担せず戦う」という姿勢を形成するのに格好の場面であります。企業の経営にあたって法令遵守（コンプライアンス）は当然のこととして、クレーマー対策を企業の危機管理として、クレーマーに対する社内体制の構築が求められています。

２．商品に対するクレームがあった場合の社内対応のあり方はどうあるべきかですが、正当クレームと不当クレームとの判別および対応がキーポイントとなります。

⑴　正当クレームと不当クレーム

正当クレームは商品やサービスにつき企業側に問題があることを前提とした正当な要求であり、不当クレームは要求内容が不当なもの、あるいは要求方法が不当なものであります。正当クレームに対しては、顧客等の属性（反社会的勢力等）に関係なく、正当に対応すべきであります。

⑵　正当クレームへの対応

正当クレームは、これに応じることは法的にも社会生活上も企業として当然のことであるばかりでなく、製品や技術を向上させるきっかけになります。企業としては真摯に受け止めて、品質やサービスの向上に役立てるべきであります。

正当クレームへの対応を誤れば、インターネット上に書き込まれたり、訴訟問題になったりして、イメージダウンとなり、企業の命取りになりかねません。

⑶　不当クレームへの対応

これに対して不当クレームに対しては、その要求を直ちに受け入れるべきではありません。正当クレームと不当クレームの判別は、必ずしも容易でない場合もあります。また、一部は正当な理由はあるものの要求が過大である場合とか、誠意がない等の不当クレームは、企業として丁寧かつ慎重な対応が必要であります。顧客等の言い分をよく聞き、事実関係を確認し、調査（常習的か一回限りか等）することが必要不可欠で適正な判断が求められます。

３．クレームが正当か否かの調査方法について

具体的には顧客からその商品を受け取り、検査することになります。商品に欠陥がないか、通常の使い方をしていた場合でも生ずる故障か等を迅速に検査するべきであります。

４．その他の対応

⑴　顧客情報の管理

購入者情報（名前・住所等）、購入時期、商品名・型番等を登録するなどして、顧客情報を管理しておくことが望ましいです。商品の使用期間、過去の修理経歴、検査実施等クレーム対応の際に有益となります。

⑵　クレーム情報の管理

クレームを述べてきた顧客等との交渉経過を、時系列的に記載した報告書（社内用のクレーム対応報告書で受付年月日、受付担当者、対応方法、対応場所、連絡人の氏名、住所、クレームのタイプ、クレーム内容、交渉経過等）を作成することが有益であります。

⑶　苦情相談窓口の設置

情報を集約化できますし、統一的な対応が可能となります。社内で情報を共有するとともに、苦情相談窓口以外はクレーム対応しないというルールを確立して、危険分散のためには複数の窓口設置が望ましいと思われます。

⑷　品質保証部分・工場との連携

品質保証部門担当者や技術者を同行することがベターであります。

⑸　法務部・顧問弁護士との連携

法的対応を適正に行うためには早い段階から相談し引き継いでもらう体制を構築しておくことが必要です。

⑹　警察相談・110番通報

クレームを述べた顧客等が実際に暴行、脅迫、恐喝などの違法行為を行った場合には迷わず110番通報すべきであります。

三浦法律事務所　当会顧問弁護士　三　浦　守　孝
〒390-0874　松本市大手 1-3-29　丸今ビル 3F
TEL(0263)39-2030 ㈹　FAX(0263)39-2031



皆さん こんにちは♪

有限会社　穂高綜合印刷所
安曇野市穂高
代表取締役　沖　健吏 氏

『次代の流れに呼応して』

安曇野に開業して65年、地元安曇野を中心にオフセット印刷業を生業としている企業です。安曇野市や学校などの公共機関そして地元の民間企業で長く、事務印刷・商業印刷等に携わっております。創業者は現在の社長の父親である沖忠弘氏で、長男である健吏氏が２代目として奮闘されています。

時代の流れが紙の媒体からデジタルのコンテンツに移行している今、オフセット印刷業は未曽有の危機に立たされております。そうした時代の流れの中で抗う方法を日々模索されているそうで、2024年３月には工場を改築し、フィットネスジム、ダンススタジオを開設されるなど、新事業も展開されています。時代の流れに呼応し、何とか生き延びる術を探している毎日とのことですが、そんな２代目社長の趣味はゴルフです。奥様がなかなかの腕前で、それに対抗して日々努力しているようです。これからの事業展開としては、個人の資質向上や健康、サスティナビリティを軸に個人消費にも着目していきたいと語られていました。



エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。
サンリン株式会社
東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030㈹
http://www.sanrinkk.co.jp/



頑張ってます!!

『映像作品制作を通じ、喜びや幸せを伝え続ける』

株式会社
ナベリン・ティー・ブイ
（ナベリン写真館）
松本市城東
宮本　悠太　氏

松本市城東（旧東町）で今年創業109年を迎えたナベリン写真館。昭和63年に法人化され現在に至ります。同社では七五三や成人の記念写真、家族写真、学校行事の記録写真、そして結婚式での写真・映像作成など人生の節目を飾る作品を長年にわたり手掛けられています。

今回お話を伺った宮本さんは、主に結婚式の最後に流される「エンドロール」の編集に携わられています。近頃の結婚式では参加いただいたご親族やゲストに感謝をお伝えする演出としてエンドロールが採用されており、式当日に撮影した写真や映像も流されるので当日は時間との闘いになるそうです。大事な式の最後を飾る映像作品ですので、新郎新婦には心から満足いただけるよう、事前にウェディングプランナーを通じてお二人の希望をしっかりと把握し、ペアを組むカメラマンと連携し、式を挙げるお二人やご親族、ゲストの感情や雰囲気が伝わる映像となるよう全力を尽くされています。

そんな宮本さんの前職はなんと整体師さんだったそうですが、ずっと趣味として映像撮影・編集の分野に没頭されていたこともあり、一念発起して現在のお仕事に就かれたそうです。映像作品制作を通じ、喜びや幸せを伝え続ける宮本さんのますますのご活躍を祈念いたします！

（上兼健司編集委員）

いいね ふるさと！

拾ケ堰（じっかせぎ）
～安曇野の大地を潤し、豊かな実りをもたらす～

実り豊かな信州の中でも有数の穀倉地域である安曇野市。アルプスを源とする豊富な水資源により稲作や果樹、ワサビ栽培、ニジマス養殖などが盛んに行われていますが、もともと扇状地であるため水が地下にしみ込みやすいこともあり苦労も多かったそうです。そうした中、先人たちは知恵を絞り協力し農業用水路である堰を数多く作り、梓川や烏川、奈良井川等の水資源を活用することで大地を潤しました。

こうして作られた堰の中でも、地域で最大級のものが拾ケ堰です。開削は江戸時代後期の 1816 年で、延長約 15 ｋｍ。ほぼ標高 570m の等高線沿いに高低差わずか５ｍほどで安曇野市の中心部を流れます。開削は周辺 10 ヶ村の指導者により立案され、工事には延べ６万人以上の農民が参加し、約３か月の短期間で工事を終えるというまさに驚異的な事業でしたが、完成に伴い約 1000ha という広大な大地に豊かな水を届け、多くの実りをもたらすこととなりました。自然と調和した美しい景色は地域の魅力ともなっており、今では堰沿いに自転車道も整備され大勢の人々でにぎわいます。

地域には拾ケ堰以外にも「新田堰」「矢原堰」「勘左衛門堰」「新堀堰」「立田堰」「横沢堰」「温堰」等多くの堰が開削され地域の農業を支えています。

（上兼健司編集委員）

青年部コーナー

参加報告

県連合同例会（担当：伊那法人会）

10月18日㈮、県連青年部合同例会が伊那市にて開催され、当会からは６名が参加しました。

例会では「いい会社をつくりましょう」というテーマで、伊那食品工業株式会社代表取締役社長 塚越英弘氏の講演をお聞きしました。社員の幸せを第一に考え、身の丈に合った着実な成長を目指す「年輪経営」と呼ばれる経営手法について大変分かりやすくお話をしていただきました。懇親会も大いに盛り上がり、単位会間の親睦を深めることができました。



女性部コーナー

県連女性部合同例会を開催

10月11日㈮、毎年県内10の単位会女性部が集い、共に学び交流を深める機会として開催される県連女性部合同例会を、当会女性部が担当会として開催しました。(会場：塩尻市「フェリスクレール」)

例会には料理研究家の横山タカ子さんを講師にお迎えし「毎日の食卓」というテーマで、食事の大切さ、特に長年にわたり私たちの生活に伝わる和食の魅力についてお話していただきました。その後、当女性部員高木恭子さんによるマリンバ演奏、懇親会も執り行われ華やかなひと時となりました。


講師の横山タカ子先生

女性部からのお願い　―児童養護施設「松本児童園」への寄贈物品ご提供のお願い―

女性部では地域社会貢献活動として、児童養護施設「松本児童園」への支援を計画しております。今年も子ども達の暮らしに役立つ日用品をお届けしたいと考えておりますので、会員の皆様からのご提供をお願い申し上げます。(11 月末まで受付を予定しております)

※ご提供いただけます場合は、当事務局まで物品をお届けいただくか、ご希望がございましたらお預かりに上がりますのでお気軽にお申し付けください。

【希望物品】

○ペーパー類（トイレットペーパー・ティッシュ）
○タオル類（バスタオル・フェイスタオル）
○洗剤類（衣類用・食器用）　等

ご提供のお申出・お問合せは松本法人会事務局（**電話 35-8080**）までお願いいたします。

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

経営者が、重大疾病にかかった時のそなえを確保。

「消費税申告一声運動実施中」



Jタイプ
［無配当重大疾病保障保険］
(無解約払戻金型)

Jタイプα
［無配当重大疾病保障保険］
(解約払戻金抑制割合指定型)

がんステージ限定型Jタイプ
［無配当重大疾病保障保険］
(がん保障ステージⅢⅣ限定・無解約払戻金型)

は、

重大疾病による
(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)
就業不能リスクから
企業を守ります!

引受保険会社
DAIDO 大同生命保険株式会社
松本支社/
長野県松本市本庄1-3-10（大同生命松本ビル3F）
TEL 0263-32-0829

F-2020-1007（2021年3月4日）

11 月の予定

５日女性部幹事会、松本税務署長講演会　６日組織委員会　７日全国青年の集い「福井大会」（９日まで）12日青年部第７委員会幹事会　13日役員会、時局講演会　19日広報委員会・同編集会議　21日第116回税制勉強会　26日女性部正副部長会議、決算説明会　29日正副会長、正副委員長、部長会議

決　算　説　明　会

（法人税・消費税の説明会 /10月決算法人対象）

11 月 26 日㈫ 午後２時より

松本市駅前会館 ４階「大会議室」

あなたのお知り合い・お取引先を
ご紹介ください！

“法人会やまびこ運動” ご協力のお願い

本年度のやまびこ運動活動期間も残り１か月となりました。どうか引き続き、皆様からの温かいご協力をお願い申し上げます。

詳しくは先月の広報誌でお届けしましたオレンジ色のチラシでご確認いただきますようお願い申し上げます。

※お問い合わせは事務局まで

（☎ 0263-35-8080）

皆様のご協力をお願い申し上げます。

第 116 回 税制勉強会開催のお知らせ（参加者募集）

116 回目となる税制勉強会を開催いたします。皆様のご参加をお待ちしております。※事前申込制となります。

日　時　11月21日㈭　14時～ 15時30分

テーマ　「令和６年分　年末調整について」

会　場　松本市駅前会館４階「大会議室」

講　師　松本税務署　担当官

定　員　70名（先着順）※無料

お申込　事務局まで（電話 35-8080）

お願い　会場設営・資料準備の都合上、参加をご希望される際には必ず事前にお申込いただきますようお願いいたします。

全法連作成テキスト「令和６年分 わかりやすい 年末調整実務のポイント」をお届けしました



広報誌本号付録として、全法連が作成したオリジナルテキスト「令和6 年分 わかりやすい年末調整実務のポイント」をお届けいたしましたので、是非ご活用ください。

また、全法連動画チャンネルには今回お届けした「令和６年分 わかりやすい年末調整実務のポイント」解説動画もアップされておりますのでご活用ください。（CM が入ります）https://www.youtube.com/watch?v=RDxk4CNVVow

令和６年度　「税を考える週間」行事予定

月日	時間	行事名	開催場所 等
11月５日㈫	14:00 ～ 15:30	税務講演会（講師：松本税務署長）（松本法人会・松本間税会 共催）	松本市駅前会館４階大会議室
11月13日㈬	14:00 ～ 15:30	時局講演会　松井　一郎 氏　「 組織を束ねる力 」（松本法人会・関東信越税理士会松本支部 共催）	ホテルブエナビスタ
11月14日㈭	14:00 ～ 15:00	税務署長納税表彰式	松本税務署
11月11日㈪～11月17日㈰		横断幕の掲示（松本地区納税貯蓄組合連合会主催）	松本駅
11月11日㈪～11月17日㈰	10:00 ～閉店まで	『税金展』開催	アイシティ21 モール１階特設会場
11月17日㈰	未定	「国税の窓」“ 税を考える週間 ” 特別番組「第21回クイズ税金百科」放送	テレビ松本ケーブルビジョン他
11月22日㈮ 11月25日㈪	16:30 ～	中学生及び高校生の税に関する作文の表彰	塩尻市役所 松本市役所

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着３社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。（サイズ：タテ6.5×ヨコ9㌢）

お申込みは事務局まで　TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

●掲載無料　●関係企業、県内外関係機関3,900社へ発送
●フルカラー印刷　●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます



お申込みは……松本法人会事務局　☎0263-35-8080

時局講演会のご案内

税を考える週間協賛事業
－令和６年度　時局講演会のお知らせ－

「組織を束ねる力」



開催日　**11月13日(水)**
午後2時～3時30分

会場　**ホテルブエナビスタ 3F「グランデ」**
（松本市本庄1-2-1）

定員　**定員／500名**
（先着順 要申込）

講師　前大阪府知事　前大阪市長
松井 一郎氏

受講料　**無料**

■ お申し込みは　松本法人会事務局まで
TEL.0263-35-8080

主催　一般社団法人　松本法人会
関東信越税理士会　松本支部

お問い合わせ　一般社団法人 松本法人会（事務局）
TEL.0263-35-8080

地区トピックス

「一箱古本市」（安曇野市）



先日、安曇野穂高の駅前通りで一箱古本市が開催されました。出店者の方々はご自分で収集されていた本の数々を沿道に並べ、行きかう人の興味を窺っておりました。近年は活字離れの兆候が強く、本を読む方が少なくなっているようですが、昔の本や料理の本など、皆さん手に取って買い求める人も少なくありませんでした。お宝発見の機会でもあり、多くの人々が書物をのぞき込んでおりました。（沖健吏編集委員）

川柳コーナー

選挙後の
議員の態度
見続ける

米国の
選挙結果に
息をのむ

寒くなり
スズメと娘
丸く見え

新米

あとがき

最近とみに感じるのは、加齢とともに衰えていく自分の筋力です。今までは、ゴルフに行っても歩いて移動することが多かったのですが、いつの間にか、カートに乗っている自分に少々驚いております。また買い物に行って駐車場に停めるとき、いつの間にか店の扉に一番近いところを探します。

若いころは自分の健脚を自慢していたのが、すべて夢になりました。ゴルフでもドライバーを握ると現在の飛距離に愕然としながら「昔の俺は今より50ヤード飛んだはずなのに」と語ってしまいます。これを「老い」のせいとかたづけるのは簡単ですが、それに抗って頑張っている先輩も事実いらっしゃいます。残されたセカンドライフをいかに過ごしていくか、長寿社会をどう乗り切っていくか、神様は私に大きな課題を投げかけてくれました。（沖）

（本号編集委員：沖　健吏　上兼健司）



個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諮会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会　個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人　百瀬衛貴男
（毎月１回１日発行）
印刷所　アサカワ印刷株式会社